

技術指針の改定箇所について

ページ	改定案	ポイント・補足
16	環境要素の区分は、 <u>第4次</u> 名古屋市環境基本計画における環境都市像の考え方に応じて区分したものである。	
18	・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル 排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル」(<u>平成31年3月、環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室</u>) ・「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(<u>令和4年3月、環境省水・大気環境局総務課、大気環境課</u>)に定める方法 ・「大気中微小粒子状物質(PM_{2.5})成分測定マニュアル」(<u>令和元年5月、環境省</u>)に定める方法	
18	(1) 予測項目 対象事業の実施による大気汚染物質及びその環境中の濃度の状況 ①大気汚染物質の排出量 ②大気汚染物質の寄与濃度、バックグラウンド加算濃度	『③大気中微小粒子状物質は、予測・評価技術が確立された際は予測項目とする。』の記載は、前回の技術指針改定時(平成24年頃)と比べ、微小粒子状物質(PM _{2.5})の実態の解明が進んでいることから、削除する。
20	・「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」(<u>平成27年10月、環境省</u>)に定める方法 ・「航空機騒音測定・評価マニュアル」(<u>令和2年3月、環境省</u>)に定める方法 ・「在来鉄道騒音測定マニュアル」(<u>平成27年10月、環境省</u>)に定める方法 ・「日本<u>産業</u>規格Z8731」に定める方法	

ページ	改定案	ポイント・補足
21	・「日本 <u>産業規格</u> Z 8735」に定める方法	
22	・「ダイオキシン類による大気汚染・水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（<u>平成 11 年環境庁告示第 68 号</u>）に定める方法 ・「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（<u>平成 11 年総理府令第 67 号</u>）に定める方法 ・「底質調査方法」（<u>平成 24 年環水大発第 120725002 号</u>）に定める方法	ダイオキシン類の告示等については、一部改正に関する告示が記載されていたため、修正する。 底質調査方法は最新のものに更新する。
23	・「地盤調査の方法と解説」（ <u>（公社）地盤工学会</u> ）に定める方法	
24	・「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）」（ <u>令和 4 年 8 月、環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室</u> ）に定める方法	
24, 25	・「土質試験の方法と解説」（ <u>（公社）地盤工学会</u> ）、「地盤調査の方法と解説」（ <u>（公社）地盤工学会</u> ）に定める方法	
26	・「建造物によるテレビ受信障害調査要領」（ <u>平成 30 年、（一社）日本 CATV 技術協会</u> ）に定める方法	
39	<u>電動車</u>の普及促進 <u>電動車</u>の導入や基盤整備に協力する等、<u>電動車</u>の普及促進に努める。 <u>再生可能</u>エネルギー及び未利用エネルギーの活用 太陽光等の<u>再生可能</u>エネルギーや廃温水等の未利用エネルギーの活用留意した施設の整備や維持管理に努める。	存在・供用時には、より環境性能の高い電動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車）の導入等の環境配慮を求めることとした。